

# 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の サービス提供に係る重要事項説明書

居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号8条に基づいて、

当事業者が \_\_\_\_\_ 様に説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	おおがき南調剤薬局
事業者の所在地	岐阜県大垣市築捨町2丁目4番
指定番号	2142102306
代表者	代表取締役 山下 和子
電話番号	0584-71-8801
管理者	山下 隼
通常の事業の実施地域	大垣市、羽島市、養老郡、不破郡、池田町

## 2. 事業の目的と運営方針

事業者の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき、薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保険、医療、福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係る上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

## 3. 提供するサービス

<p><b>【居宅療養管理指導】</b></p> <p>①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。</p> <p>②サービスのご提供にあたっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もしお薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。</p> <p>注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。</p>
---

#### 4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

職種	員数	通常の勤務体制		
薬剤師	4名	常勤者	4名	営業時間に準ずる
		非常勤者	0名	
事務員	1名	常勤者	0名	営業時間に準ずる
		非常勤者	1名	9:00～14:00

#### 5. 担当薬剤師

担当薬剤師は以下の通りです。

薬剤師：           ①       大橋 高絵  
                      ②       西脇 敦士  
                      ③       高橋 圭代  
                      ④       山下 隼

責任者： 管理薬剤師       山下 隼

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービス目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業者は、担当薬剤師が異動・退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

#### 6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、以下の通りです。

営業日： 月曜日～土曜日  
          但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

営業時間： 月曜日 9:00～14:30、16:00～22:00  
              火曜日 9:00～14:30、16:00～18:30  
              水曜日 9:00～14:30、16:00～18:30  
              木曜日 9:00～17:00  
              金曜日 9:00～14:30、16:00～18:30  
              土曜日 9:00～12:00

#### 7. 緊急時の対応等

- ①緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

## 8. 利用料

サービスの利用料は以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

### ①居宅療養管理指導費（1回あたり）

	1割負担	2割負担	3割負担
単一建物居住者1人	518円	1,036円	1,554円
単一建物居住者2～9人	379円	758円	1,137円
単一建物居住者10人以上	342円	684円	1,026円

算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。

ただし、ガン末期の患者、中心静脈栄養を受けている患者の場合は、1週に2回、かつ、月8回を限度。

### ②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき100単位が①に加算

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬剤や薬剤の調製に係る費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

## 9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供にあたり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

株式会社EMD 取締役 山下隼	080-1591-3723
大垣市健康福祉部高齢福祉課	0584-47-7424
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口	058-275-9826

## 10. 個人情報等の使用について

利用者及びその家族の個人情報を以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用します。

### ①使用する目的

- (1) 居宅サービス計画及び薬学的管理計画等の作成及び変更のため
- (2) サービス担当者会議やカンファレンス、その他サービス事業所、主治医、行政機関との連絡調整及び情報の共有のため
- (3) 家族等への心身の状況の説明のため
- (4) 利用者の緊急時や容態の変化に伴う、家族やその他必要な機関への連絡のため
- (5) 介護報酬等の請求に関する事務のため（給付管理票等書類の提出、審査支払い機関または保険者からの照会への回答など）
- (6) 苦情、事故などの報告のため
- (7) サービスや業務の維持、改善のための基礎資料として
- (8) 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等のため
- (9) 学生等への実習への協力のため
- (10) 行政機関等への指導または調査に協力するため

### ②使用する事業者の範囲

利用者に対してサービス提供、相談援助等及び請求を担当する職員

### ③利用する期間

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導を実施する期間

### ④使用の条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外への漏洩には細心の注意を払います
- (2) 個人情報を使用した会議・相手方・内容等の経過を記録します

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲に対する居宅療養管理指導等サービスの提供にあたり、  
甲に対して、重要事項説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙) 居宅療養管理指導サービス事業者

所在地 岐阜県大垣市築捨町2丁目4番  
名称 おおがき南調剤薬局

説明者 \_\_\_\_\_ 印

(甲) 私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲) 利用者

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者家族  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
本人との続柄 ( )

利用者は身体の状況等により署名ができないため、  
利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わってその署名を  
行いました。

個人情報の提供及び処方箋等の取扱いに関して

- 同意します  
同意しません